

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学役員報酬規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16経教規程45号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>(期末特別手当) 第9条 省略</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の160、12月に支給する場合においては、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～7 省略</p> <p>第10条～第11条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p>(期末特別手当) 第9条 省略(現行どおり)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の160、12月に支給する場合においては、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～7 省略(現行どおり)</p> <p>第10条～第11条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条</u> この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p><u>第2条</u> 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同条同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21経規程第21号)

この規程は、平成21年6月22日から施行する。